

(内閣委員会)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七号) (衆議院送付) 要

旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和三年八月十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

期末手当の支給割合について、年間〇・一五月分(指定職職員については年間〇・一月分)引き下げる。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 令和三年度の引下げに相当する額について、令和四年六月の期末手当から減額することで調整を行う。